

改正案	現行
<p>（参事官の職務） 第七十五条 参事官は、命を受けて、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するもの）に限り、国際展開課の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項に係るものをつかさどり、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。</p> <p>（情報流通行政局に置く課等） 第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課及び参事官一人を置く。</p> <p>2 （略） （略）</p> <p>（総務課の所掌事務） 第七十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略） （削る）</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、情報流通行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>（情報通信政策課の所掌事務） 第七十八条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関</p>	<p>（参事官の職務） 第七十五条 参事官は、命を受けて、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するもの）に限り、国際展開課の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項に係るものを分掌し、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。</p> <p>（情報流通行政局に置く課等） 第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課及び参事官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。</p> <p>2 （同上） （同上）</p> <p>（総務課の所掌事務） 第七十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （同上）</p> <p>五 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関する事。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、情報流通行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。</p> <p>（情報通信政策課の所掌事務） 第七十八条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～七 （同上）</p> <p>（新設）</p>

すること。

(情報流通振興課の所掌事務)

第七十九条 情報流通振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること(参事官の所掌に属するものを除く。)

四・七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること(国際戦略局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリティ統括官並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

(参事官の職務)

第八十六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどり

、又は情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策(技術に関するものを除く。)の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るものに関すること。

二 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関する事務のうち重要事項に係るものに関すること。

附 則

(情報流通行政局参事官の設置期間の特例)

第十八条 第七十六条第一項の参事官は、令和八年三月三十一日までに置かれるものとする。

(情報流通振興課の所掌事務)

第七十九条 情報流通振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (同上)

三 情報の電磁的流通の公平な利用の機会の確保及び利用の促進に関すること

四・七 (同上)

八 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること(国際戦略局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリティ統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。)

(参事官の職務)

第八十六条 参事官は、命を受けて、情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策(技術に関するものを除く。)の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るものを分掌し、又は情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

附 則

(新設)

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十九条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十二條第一項において「整備法」という。)附則第四十二條第二項の規定により読み替えて適用される同條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八條第一項の規定に基づく検査に關すること。

二 (略)

(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例)

第二十条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務(前条第一号に掲げるものを除く。)をつかさどる。この場合において、第八十七条第三号中「次条第三号」とあるのは、「次条第三号及び附則第二十条第一項第二号」とする。

- 一・二 (略)

2 (略)

(恩給管理官の職務の特例)

第二十一条 恩給管理官は、第百十九条第六項に規定する事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち附則第七條各号に掲げる事務を助ける。

(情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)

第二十二条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第百二十五條第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十八条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十一條第一項において「整備法」という。)附則第四十二條第二項の規定により読み替えて適用される同條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八條第一項の規定に基づく検査に關すること。

二 (同上)

(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例)

第十九条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務(前条第一号に掲げるものを除く。)をつかさどる。この場合において、第八十七条第三号中「次条第三号」とあるのは、「次条第三号及び附則第十九條第一項第二号」とする。

- 一・二 (同上)

2 (同上)

(恩給管理官の職務の特例)

第二十条 恩給管理官は、第百十九条第六項に規定する事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち附則第七條各号に掲げる事務を助ける。

(情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)

第二十一条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第百二十五條第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附則第六條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二條の規定

による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二百五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律七十二号）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2
(略)

による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二百五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律七十二号）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2
(同上)